

令和7年度全国高等学校総合体育大会 安来市実行委員会輸送交通計画

1 目的

この計画は、「令和7年度全国高等学校総合体育大会島根県輸送交通対策要項」に基づき、令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市開催競技において、令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）における選手、監督、役員、補助員、視察員、報道関係者等及び一般観覧者（以下「大会関係者等」という。）の輸送交通対策に関し、必要な事項を定める。

2 業務の推進

市実行委員会は、令和7年度全国高等学校総合体育大会島根県実行委員会及び関係機関・団体と相互に連絡調整を図り、その協力を得て、この目的を達成するよう業務を推進する。

3 輸送手段

- （1）大会関係者等の輸送手段は、原則として公共交通機関を利用するものとする。
- （2）通常の運行では、輸送力の不足が見込まれ、大会運営等に支障を来す場合には、関係交通機関に増便の配慮等の協力を依頼、又は計画輸送を行う。

4 交通

（1）交通規制

交通の混雑が予想される競技会場周辺について、関係機関と協議し、必要と認められる場合は、交通規制を実施する。

（2）交通整理

交通の混雑が予想される会場周辺の主要地点、駐車場出入口等には、必要に応じ交通整理員（役員・補助員）又は委託業者を配置し、交通整理を行う。

（3）輸送交通の案内

ア 大会期間中の輸送方法や交通の規制等については、各種媒体による広報活動を通して大会関係者等や市民に周知するものとする。

イ 大会関係者等を会場及び指定駐車場へ的確に誘導するため関係機関と協議の上、主要地点と会場周辺に案内標識を設置する。

5 駐車場

大会関係者等の輸送手段は、原則として公共交通機関を利用するものとするが、必要に応じて選手・監督及び競技運営用車両並びに一般観覧者の駐車場を競技会場及び競技会場周辺に確保する。

(1) 選手・監督及び競技運営用車両の駐車

対象車は次のア～カとする。

- ア 選手・監督の車両
- イ 来賓・大会本部役員の車両
- ウ 競技役員・運営役員の車両
- エ 報道関係の車両
- オ 売店業者の車両
- カ その他の許可車両

(2) 一般観覧者の駐車

一般観覧者の車両の駐車場は、選手・監督及び競技運営用車両の駐車場以外の競技会場内及び競技会場周辺とする。

(3) 駐車許可証

選手・監督及び競技運営用車両を駐車する場合は、駐車許可証を発行し、車両の前部から確認できる場所に置く。

6 乗降場・待機場

タクシー等の乗降場・待機場は、関係機関と協議し、必要と認める場合は、競技会場及び競技会場周辺に確保する。

7 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は、関係機関と協議の上、別に定める。

附則

この計画は、令和7年3月26日から施行する。